特定非営利活動法人　日本ファンドレイジング協会　定款

2024 年　6 月　14 日改訂

第1章　総則

第1条（名称）

この会の名称を、特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会と称します。
英文では、Japan Fundraising Association と表示します。

第2条（事務所）

この会の事務所の所在地は東京都港区に置きます。

第3条（目的）

この会は、民間非営利団体やソーシャルビジネス（以下「民間非営利団体等」という）に対する寄付や社会的投資をすることが高く評価され、民間非営利団体等において資金開拓を担うファンドレイジング（資金調達）担当者が、誇りと自信をもって仕事を遂行し、また、寄付や社会的投資をした人々が幸せと満足を実感できる新しい社会を創造することに寄与することを目的とします。

第4条（特定非営利活動の種類）

この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。
（1）社会教育の推進を図る活動
（2）特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条第1項の別表各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業の種類）

この会は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

（1）　日本の民間非営利団体等におけるファンドレイジング担当者の情報共有、技能や信頼性の向上を図る研修事業
（2）　国内外の寄付・社会的投資等に関する調査・研究、普及啓発、提言、支援及び出版事業
（3）　寄付やボランティアを増やすための社会貢献教育事業

（4） ファンドレイジングを支援する企業、団体などと民間非営利団体等との関係づくりの機会の創出事業
（5） 社会的インパクト・マネジメントや社会的投資の促進事業
（6） その他、第3条の目的を実現するのに必要な事業

第2章 会員

第6条（会員の種類、会費）

この会の会員は次の2種類とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とします。
（1） 運営会員　　この会の目的に賛同し、この会の運営に関わることを表明して入会した個人
（2） 賛同会員　　この会の目的に賛同し、この会の活動を賛助するために入会した個人及び団体
2 この会の会費の額は、総会が定めます。

第7条（入会）

この会に運営会員として入会しようとする者は、この会が定める入会申込書に所要の事項を記載して代表理事あてに入会の申し出をするものとします。
2 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な事由がない限り、入会を認めるものとします。
3 入会を認められた者は、直ちに年会費をこの会に支払うものとします。
4 この会に賛同会員として入会しようとする者は、入会の意思を示して年会費を払い込むことにより入会したものとします。
5 代表理事は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとします。

第8条（会員の権利）

運営会員は、総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができます。
2 賛同会員は、総会に出席し、意見を述べることができます。

第9条（会員資格の喪失）

会員は次のときに、その資格を喪失します。
（1） 退会届を提出したとき

（2） 1年以上会費を滞納したとき
（3） 除名されたとき
（4） 会員が死亡し又は会員である団体が消滅したとき

第10条（退 会）
会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

第11条（除名）
会員がこの会の目的又は定款の定めに反する言動をした場合、又は会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、理事会の議決により除名することが出来ます。
2 前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるものとします。

第3章 総会

第12条（構成、権能）
この会の総会は運営会員をもって構成します。
2 通常総会は、以下の事項について議決します。
（1） 定款の変更
（2） 解散及び合併
（3） 解散の場合における残余財産の帰属先
（4） 事業報告及び収支決算
（5） 事業計画及び収支予算
（6） この会の役員の選任および解任、職務及び報酬
（7） その他運営に関する重要事項

第13条（開催、招集）
代表理事は、毎年1回、事業年度の開始の日から3ヶ月以内に通常総会を招集します。
2 臨時総会は次のときに開催されます。
（1） 理事会において臨時総会を開催する旨の議決があったとき
（2） 運営会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき
（3） 監事から招集があったとき

3　代表理事は、前項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その議決又は請求の日から1ヶ月以内に臨時総会を招集するものとします。
4　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、会員に対し開催の日の少なくとも5日前までに通知するものとします。

第14条（表決権等）
各運営会員の表決権は、平等なるものとします。
2　総会に出席しない運営会員は、審議事項について、書面若しくは電磁的な方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができます。
3　書面若しくは電磁的な方法による表決書、又は表決を他の運営会員に委任する旨の委任状を提出した運営会員は、総会の定足数および議決数の算出に際しては出席したものとみなします。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることはできません。

第15条（議長、定足数、議決）
総会の議長は、出席した運営会員の中から選出します。
2　総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とします。
3　総会は、運営会員総数の5分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、運営会員出席者の過半数をもって決します。可否同数のときは、議長の決するところによります。ただし、会の解散、合併、定款の変更については運営会員出席者の3分の2以上の多数をもって決します。

第16条（議事録）
総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。
（1）　日時及び場所
（2）　運営会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者の数を付記）
（3）　審議事項
（4）　議事の経過の概要及議決の結果
（5）　議事録署名人の選任
2　議事録には、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印するものとします。

第4章　役員

第17条（役員）

この会に次の役員を置きます。

（1） 理事（5人以上）

（2） 監事（1人以上2人以下）

2 役員は、理事会が候補者として推薦した者の中から、総会において選任します。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととします。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この会の役員になることができません。

5 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることはできません。

第18条（職務）

代表理事1人を、理事の互選によって選任します。また、必要に応じて、副代表理事2人以内、常務理事1人を、理事の互選により、選任することができます。

2 代表理事は、この会を代表し、理事会の定めるところにより会の業務を総理し、執行します。

3 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、予め定める順番により代表理事の職務を代行し、この会を代表します。

4 常務理事は、この会の常務について代表理事または副代表理事の職務を代行します。

5 監事は、次の職務を行います。

（1） 理事の業務執行の状況の監査

（2） この会の財産の状況の監査

（3） 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

（4） 前号の報告のために必要があるときは総会を招集すること

（5） 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見をのべること

第19条（任期等）

役員の任期は、2 年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長します。
4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。

第20条(解任)
役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができます。
(1) 法令、定款に違反する行為があったとき
(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2 前項の定めにより解任しようとする場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるものとします。

第21条(報酬等)
役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

第5章 理事会

第22条(理事会の構成、職務)
この会の理事会は理事をもって構成します。
2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができます。
3 理事会は、総会に付議すべき事項を決定します。
4 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項を決定します。
5 理事会は、総会で事業計画及び収支予算が議決されるまでの暫定事業計画及び暫定収支予算を決定します。

第23条(理事会の開催)
理事会は、次に掲げる場合に開催します。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

第24条(理事会の招集)
理事会は、代表理事が招集します。ただし代表理事に事故あるときは、副代表理事が招集することが出来ます。
2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集します。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知します。

第25条(理事会の議長)
理事会の議長は、代表理事がこれにあたります。

第26条(理事会の議決)
理事会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

第26条の2(電子メールによる業務の決定)
理事会の議決を要する事項について、理事会を開催することが困難であると代表理事が判断したときは、第24条ないし第26条の定めにかかわらず、理事会が定める「電子メールによる議決要領」によりその事項を決することができます。

第27条 (理事会の表決権等)
各理事の表決権は、平等なものとします。
2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができます。
3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなします。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができません。

第28条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとします。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者、又は表決を委任した者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印するものとします。

第6章　評議員会

第29条（評議員会）

この会に、評議員会を置くことができます。

2　理事会の議決により、評議員を選任します。

3　評議員会は評議員及び理事によって構成します。

4　評議員会は、理事会の諮問に応じて諮問事項について意見を述べるほか、この会の運営その他について理事会に対し意見を述べるものとします。

5　評議員会の招集は、代表理事が行います。

第7章　資産および会計

第30条（資産の構成）

この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

（1）　設立当初の財産目録に記載された資産

（2）　会費

（3）　寄付金品

（4）　財産から生じる収入

（5）　事業に伴う収入

（6） その他の収入

第31条（区 分）
この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとします。

第32条（管 理）
この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めるものとします。

第33条（会計の原則）
この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

第34条（事業年度）
この会の事業年度は、毎年、4月1日から翌年3月31日までとします。

第35条（事業計画、収支予算）
この会の事業計画及びそれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の承認を得て総会の議決を受けるものとします。

第36条（補正予算）
第12条の規定にかかわらず、年度当初に予想し得なかった臨時の収入支出が発生したときは、代表理事は、理事会の3分の2以上の議決を経て、補正予算を作成し収入支出することができます。

第37条（事業報告及び決算）
この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成します。
2 事業報告および収支決算は、監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会の承認を受けるものとします。
3 収支決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

第8章　定款の変更、解散及び合併

第38条（定款の変更）

この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ軽微な事項として法に規定する事項を除いて所轄庁の認証を得なければなりません。

第39条（解散）

この会は、次の事由により解散します。

（1） 総会の決議

（2） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3） 会員の欠亡

（4） 合併

（5） 破産手続開始の決定

（6） 所轄庁による設立の取り消し

2　前項第1号の事由により解散するときは、総会に出席した運営会員総数の3分の2以上の承諾を得なければなりません。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

第40条（残余財産の帰属）

この会が解散（合併又は破産手続開始による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとします。

第41条（合併）

この会が合併しようとするときは、総会に出席した運営会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章　公告の方法

第42条（公告の方法）

この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。ただし法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行い

ます。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行います。

第10章　事務局

第43条（事務局の設置）

この会に、この会の事務を処理するため、事務局を設置することができます。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます。

第44条（事務局長の任免）

事務局長及び職員の任免は、代表理事が行います。

2　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定めます。

第11章　雑則

第45条（情報公開）

この会は、理事会が定める方法により、その活動状況などを公開します。

第46条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により定めます。

第47条（定めがない事項）

この定款に定めがない事項については、法律の定めによります。

第48条（理事会への委任）

この定款に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は理事会の議決により定めます。

【附則】

1　この定款は、この会が特定非営利活動法人として成立した日から施行します。

2　この会の設立当初の役員は、次のとおりとします。

代表理事　　堀田　力

理　　事　鵜尾 雅隆
理　　事　伊藤 美歩
理　　事　金澤 俊弘
理　　事　岸本 幸子
理　　事　滝澤 健
理　　事　白土 謙二
理　　事　田幸 大輔
理　　事　田中 皓
理　　事　林 泰義
理　　事　早瀬 昇
理　　事　船橋 力
理　　事　松原 明
監　　事　淺野 晉
監　　事　脇坂 誠也

3 この会の設立当初の役員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会が特定非営利活動法人として成立した日から最初の総会の日までとします。ただし、最初の総会は平成22年6月30日までに開催します。

4 この会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、この会が特定非営利活動法人として成立した日から平成22年3月31日までとします。

5 この会の設立当初の事業計画および収支予算は、第12条の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによります。

6 この会の設立当初の会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

年会費

運営会員	個人		24，000円
賛同会員	個人	1口	12，000円(1口以上)
	団体	民間非営利団体 1口	12，000円(3口以上)
		企業 1口	12，000円(5口以上)

7 この会の設立当初の事務所の所在場所は、東京都港区新橋四丁目24番10号アソルティ新橋302とします。